

名古屋市私立幼稚園実費徴収に係る補足給付事業実施要綱

(通則)

第1条 この要綱は、本市において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第3号ロに規定する食事の提供に要する費用に係る補足給付事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この事業は、幼稚園を利用する認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者等に対し、設置者に支払うべき食事の提供に要する費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な幼稚園の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定 法第30条の5第2項に規定する施設等利用給付認定で、名古屋市が行うものをいう。
- (2) 認定保護者 認定を受けた保護者をいう。
- (3) 認定子ども 認定に係る小学校就学前子どもをいう。
- (4) 幼稚園 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等のうち愛知県内に設置される私立幼稚園をいう。
- (5) 設置者 幼稚園を設置する者をいう。

(対象者)

第4条 この事業の対象となる認定保護者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 認定保護者及び当該認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額で、認定子どもが法30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援を受けた年度のものをいう。）が77,101円未満である者
- (2) 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。）が認定保護者と同一の世帯に3人以上おり、そのうち最年長者及び2番目の年長者ではない認定子どもがいる者
- (3) 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者

(補足給付費の対象費用及び額)

第5条 この事業により支給される給付費（以下「補足給付費」という。）は、法第59条第3号ロに規定する食事（副食に限る。）に要する費用として対象者が設置者に支払った費用（以下「実費徴収額」という。）とする。

2 補足給付費の額は、月額 4,800 円を超えることができない。

（補足給付費支給の申請）

第 6 条 補足給付費の支給を受けようとする対象者は、名古屋市私立幼稚園実費徴収に係る補足給付申請書（第 1 号様式）（以下「申請書」という。）を、市長が別に定める期日までに市長に提出するものとする。

2 補足給付費の支給を受けるにあたり市民税額等の確認を要する対象者は、前項に規定する申請書に市町村民税の納税通知書の写し又は課税（非課税）証明書を添付するものとする。ただし、市長が市民税額等を確認できる場合は、添付を省略することができる。

3 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する保護を受けている対象者は、第 1 項に規定する申請書に社会福祉事務所の長の証明書を添付するものとする。

4 市長は、対象者に対し、対象者の資格を確認するため必要な資料の提出を求めることができる。

5 第 1 項の規定に基づき申請書を提出した対象者は、申請内容に変更があったときは、速やかに変更後の申請書を市長に提出するものとする。

6 対象者は、前 5 項に規定する書類を市長に提出するときは、設置者を經由して提出するものとする。

（申請結果の通知）

第 7 条 市長は、前条各号の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給又は不支給の決定を行い、名古屋市私立幼稚園実費徴収に係る補足給付事業支給・不支給決定通知書（第 2 号様式）により設置者を經由して、申請した対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第 8 条 設置者は、前条の規定により支給決定を受けた対象者（以下「支給決定対象者」という。）の当年度における実費徴収額が確定したときは、名古屋市私立幼稚園実費徴収に係る補足給付事業実績報告書（第 3 号様式）を市長に提出するものとする。この場合において、市長は必要に応じて設置者が実費徴収額を正しく請求・領収したことを証明する関係書類の提出を求めることができる。

（支給額の決定）

第 9 条 市長は、前条の規定により実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、支給額の決定を行うものとする。

（補足給付費の支給）

第 10 条 市長は、補足給付費を支給決定対象者に対し、口座振替により支給するものとする。

2 市長は、支給決定対象者から、請求及び領収を設置者に委任する旨の同意書（第 4 号様式）の提出がある場合は、前項の規定にかかわらず、当該設置者に対し、補足給付費を支給することができる。

（補足給付費の請求等）

第11条 支給決定対象者は、名古屋市私立幼稚園実費徴収に係る補足給付事業請求書（第5号様式）を、設置者を通じて、市長が別に定める期日までに市長に提出するものとする。なお、前条第2項の規定により設置者に対し補足給付費を支給する場合は、当該設置者は、補足給付事業請求書（第6号様式）を、市長が別に定める期日までに市長に提出するものとする。

（補足給付費の支給対象期間）

第12条 支給決定対象者が補足給付費の支給を受けることのできる期間は、市長が第6条の規定により申請書を受理した日が属する年度の4月1日から当該年度の3月31日までとする。ただし、当該期間の途中で支給決定対象者となった場合及び支給決定対象者でなくなった場合は、当該期間のうち幼稚園に在籍する期間を支給対象期間とする。

（補足給付費の返還）

第13条 市長は、設置者及び支給決定対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、すでに支給した全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に反したとき
- (2) 不正な手段により給付を受けたとき

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、教育委員会事務局教務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月15日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

【改正等履歴】

施行日	令和元年10月1日
施行日	令和2年10月1日
施行日	令和2年12月1日
施行日	令和3年2月10日
施行日	令和3年4月1日
施行日	令和5年10月1日
施行日	令和6年8月15日

名古屋市私立幼稚園実費徴収に係る補足給付申請書

(宛先)名古屋市長

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 決定にあたって必要な範囲内で、住民基本台帳、課税情報及び生活保護受給状況に関する資料(必要に応じ世帯分を含む。)、通園先が有する名簿、徴収金台帳等を名古屋市が確認すること。

2. 申請内容や同意して得た情報を給付費受給資格審査、給付金額の算定、その他の附帯業務のために名古屋市が利用すること。

3. 記載した内容や受給決定に関する情報を、必要な範囲で幼稚園に提供すること。

以上のことに同意し、名古屋市私立幼稚園実費徴収に係る補足給付事業実施要綱第6条に基づき、以下のとおり申請します。

申請者	フリガナ			現住所	〒		-	
	氏名							
	電話番号	自宅	()		携帯	()		
対象子ども	フリガナ			年齢区分(○をうつ)		幼稚園名		
	氏名			満3歳	3歳(年少)			
	生年月日	年	月	日	4歳(年中)			5歳(年長)
年1月1日現在の住所※		(母親)			(父親)			
		☐ 現住所と同じ				☐ 現住所と同じ		

現住所と異なり、かつ名古屋市以外である場合は、記入した住所地の市町村で発行される 年1月1日を賦課期日とする市町村民税所得割額がわかる証明書(課税証明書など)を添付してください。

※決定にあたって必要な範囲内で、住民基本台帳、課税情報及び生活保護受給状況に関する資料を名古屋市が確認することに同意します。

対象子ども (生計の中心者の番号に○を付けて下さい)	フリガナ	対象子どもとの続柄	生年月日	通学・通園先 又は単身赴任先
	氏名			
	1	父	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
	2	母	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
	3		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
	4		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
	5		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
	6		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
7		大正・昭和・平成・令和 年 月 日		

父・母 及び 同居者を全員記入してください。

申請理由 (該当の項目に○を付けてください。)	1 年収360万円未満相当 2 第3子以降 3 生活保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯 4 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者又は里親に委託されている園児
----------------------------	---

給付金の振込先を、以下に記載してください。

金融機関名				支店名			
銀行コード				支店コード			
預金種別	1. 普通			2. 当座			
口座番号							
口座名義人				コウザメイギ			

通帳コピー等の確認ができる書類を添付してください。

(幼稚園記入欄)

園番号		園児整理番号	
-----	--	--------	--

第2号様式

年 月 日

様

名古屋市長

印

名古屋市私立幼稚園実費徴収に係る補足給付事業 支給決定通知書
不支給

年度の名古屋市私立幼稚園実費徴収に係る補足給付事業について、
下記のとおり決定しました。

記

1 支給決定の内容

支給認定 子ども氏名	生年月日	利用施設・事業所名	支給対象期間
			年 月 ～ 年 月

2 不支給決定の理由

--

備考 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を
行うものとする。

年 月 日

(宛先)

名古屋市長

施設名 ()

住 所

法人名

代表者名

年度名古屋市私立幼稚園実費徴収に係る補足給付事業 実績報告書

名古屋市私立幼稚園実費徴収に係る補足給付事業実施要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。また、別紙内訳の副食費合計額のとおり、対象の保護者から実費徴収額を請求・領収したことを証明します。

事務担当者	
氏名	
電話	

実績報告書内訳

（実費徴収に係る補足給付）

幼稚園番号

幼稚園名

整理番号	園児名	認定保護者名	副食費の内訳						副食費合計額	給付対象額	備考
			4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	円	円	
			円	円	円	円	円	円			
			10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分			
			円	円	円	円	円	円			
			4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	円	円	
			円	円	円	円	円	円			
			10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分			
			円	円	円	円	円	円			
			4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	円	円	
			円	円	円	円	円	円			
			10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分			
			円	円	円	円	円	円			
			4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	円	円	
			円	円	円	円	円	円			
			10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分			
			円	円	円	円	円	円			
			4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	円	円	
			円	円	円	円	円	円			
			10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分			
			円	円	円	円	円	円			
			4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	円	円	
			円	円	円	円	円	円			
			10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分			
			円	円	円	円	円	円			

同 意 書

(宛先) 名古屋市長

私は、園児 _____ (年 月 日生まれ)

に係る食事（副食に限る。）の提供に要する費用に係る補足給付事業の給付に関し、以下の事項について同意いたします。

記

補足給付費の請求・領収に関する権限を幼稚園の設置者に委任すること。

申請者 現住所

申請者氏名

(生年月日 年 月 日)

幼稚園番号	園児整理番号

名古屋市私立幼稚園実費徴収に係る補足給付事業請求書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

認定保護者氏名

住所

幼稚園名

園児氏名

年度の名古屋市私立幼稚園実費徴収に係る補足給付事業について、
以下の金額のとおり請求します。

記

請求金額 ￥ ★ (税込)

内訳は以下のとおり

4月分	円	10月分	円
5月分	円	11月分	円
6月分	円	12月分	円
7月分	円	1月分	円
8月分	円	2月分	円
9月分	円	3月分	円

支払方法 口座振替

※内訳は月額4,800円を限度とし、幼稚園に支払った実費徴収額と
比較して低い方の額（同額となる場合は、4,800円）

名古屋市私立幼稚園実費徴収に係る補足給付事業請求書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

所在地
幼稚園名
代表者名

年度の名古屋市私立幼稚園実費徴収に係る補足給付事業について、
以下の金額のとおり請求します。

記

請求金額 ¥ ★ (税込)

【内訳】

別紙明細書のとおり

支払方法 口座振替

金融機関名	
預金科目 番号	
フリガナ 口座名義人	

請求金額明細書

幼稚園番号

幼稚園名

(実費徴収に係る補足給付)

整理番号	園児名	認定保護者名	内 訳						請求合計額	備考
			4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	円	
			円	円	円	円	円	円		
			10月分	11月分	12月分	1 月 分	2 月 分	3 月 分		
			円	円	円	円	円	円		
			4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	円	
			円	円	円	円	円	円		
			10月分	11月分	12月分	1 月 分	2 月 分	3 月 分		
			円	円	円	円	円	円		
			4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	円	
			円	円	円	円	円	円		
			10月分	11月分	12月分	1 月 分	2 月 分	3 月 分		
			円	円	円	円	円	円		
			4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	円	
			円	円	円	円	円	円		
			10月分	11月分	12月分	1 月 分	2 月 分	3 月 分		
			円	円	円	円	円	円		
			4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	円	
			円	円	円	円	円	円		
			10月分	11月分	12月分	1 月 分	2 月 分	3 月 分		
			円	円	円	円	円	円		

※内訳は月額4,800円を限度とし、幼稚園に支払った実費徴収額と比較して低い方の額（同額となる場合は、4,800円）